

Osaka あんしん住まい推進協議会における入会及び会費等に関する規則

Osaka あんしん住まい推進協議会（以下「本会」という。）が、本会規約（以下「規約」という。）に基づき定める入会及び会費並びに本会の財産の処分等に関する規則を以下のとおり定める。

（入会）

- 第 1 条 新たに会員として入会しようとする者は、正会員は別紙様式 1、居住サポート会員は別紙様式 2、賛助会員は別紙様式 3 の入会申込書により、本会会長に入会を申し込まなければならない。
- 2 第 1 項の申し込みに際して、正会員は別紙様式 4 又は 5、居住サポート会員は別紙様式 6、賛助会員は別紙様式 7 により、誓約書を添付しなければならない。

（会費の額）

- 第 2 条 正会員の会費の額は、年会費は 10 万円を 1 口とし、1 口以上とする。ただし、大阪府及び市町村は、会費を納入することを要しない。
- 2 賛助会員の会費の額は、年会費は 1 万円を 1 口とし、1 口以上とする。

（会費の納入等）

- 第 3 条 正会員及び賛助会員の会費は、本会事務局が指定する振込先口座に、規約第 13 条に定める会計年度の当初から 2 月以内に納入する。なお、入会が期の半ばである場合については、入会日から 2 月以内に納入するものとし、減額等を行わない。
- 2 振込にかかる手数料等は、会員が負担する。
- 3 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

（財産の処分）

- 第 4 条 規約第 18 条の規定に基づき、本会が解散する場合において、残存する本会の財産は、総会の議決を経て、大阪府に寄付するものとする。

（規則の変更）

- 第 5 条 この規則の変更は総会において議決する。

附則

- 1 この規則は、本会の設立の日（平成 27 年 3 月 25 日）から施行する。

2 本会の設立初年度の会費については、第 2 条の規定に関わらず、これを免除とする。

附則

この規則は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。(一部改定)